【課徴金額】　600万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年10月16日

課徴金納付命令日　　平成24年11月21日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦　株式会社東理ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成24年11月６日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社東理ホールディングス（以下「当社」という。）は、平成19年７月から平成20年３月にかけて、当社の元役員等に対して金銭等を貸し付けた。その後、契約が変更され、当該貸付取引に係る債権の回収がほとんど見込めなくなっていたにもかかわらず、これらを適切に検討せず、下表のとおり、貸倒引当金繰入額を過少計上するなどした以下の有価証券報告書等を関東財務局長に提出した。当該有価証券報告書等は、旧金商法第172条の２第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」ものに該当する。

| 番号 | 開示書類 | | 虚偽記載 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 提出日 | 書類 | 会計期間 | 財務計算に関する書類 | 内容(注) | 事由 |
| 1 | 平成20年６月30日 | 第４期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成20年３月期有価証券報告書） | 平成19年４月１日～平成20年３月31日の連結会計期間 | 連結損益計算書 | 連結当期純損益が▲10,199百万円であるところを▲9,407百万円と記載 | 貸倒引当金繰入額の過少計上等 |
| 2 | 平成20年８月８日 | 第４期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書の訂正報告書（平成20年３月期有価証券報告書の訂正報告書） | 平成19年４月１日～平成20年３月31日の連結会計期間 | 連結損益計算書 | 連結当期純損益が▲10,199百万円であるところを▲9,572百万円と記載 | 貸倒引当金繰入額の過少計上等 |
| 3 | 平成22年２月15日 | 第４期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書の訂正報告書（平成20年３月期有価証券報告書の訂正報告書） | 平成19年４月１日～平成20年３月31日の連結会計期間 | 連結損益計算書 | 連結当期純損益が▲10,199百万円であるところを▲9,572百万円と記載 | 貸倒引当金繰入額の過少計上等 |

(注)　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　300万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年11月６日

課徴金納付命令日　　平成24年12月５日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧　株式会社クロニクルに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成25年３月26日

【勧告の対象となった違反事実】

１．株式会社クロニクル（以下「当社」という。）は、複数の海外ファンドに対する出資金を資産計上していたが、これらのファンドについては、いずれも運用実態がなく、使途不明金として損失を計上すべきであった。また、当社は、債務免除をしていた貸付金があるにもかかわらず、当該債務免除を行った時点において、これに係る損失を計上していなかった。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項並びに金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

| 番号 | 開示書類 | | 虚偽記載 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 提出日 | 書類 | 会計期間 | 財務計算に関する書類 | 内容(注) | 事由 |
| 1 | 平成21年２月13日 | 第30期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年12月第１四半期四半期報告書） | 平成20年10月１日～平成20年12月31日の第１四半期連結累計期間 | 四半期連結損益計算書 | 連結四半期純損益が1,581百万円以上の損失であるところを1,228百万円の損失と記載 | ・営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上<br>・債務免除に係る損失の不計上<br>等 |
| 2 | 平成21年５月15日 | 第30期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年３月第２四半期四半期報告書） | 平成20年10月１日～平成21年３月31日の第２四半期連結累計期間 | 四半期連結損益計算書 | 連結四半期純損益が1,868百万円以上の損失であるところを1,440百万円の損失と記載 | ・営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上<br>・債務免除に係る損失の不計上<br>等 |
| 3 | 平成21年８月14日 | 第30期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年６月第３四半期四半期報告書） | 平成20年10月１日～平成21年６月30日の第３四半期連結累計期間 | 四半期連結損益計算書 | 連結四半期純損益が2,544百万円以上の損失であるところを2,122百万円の損失と記載 | ・営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上<br>・債務免除に係る損失の不計上<br>等 |
| 4 | 平成21年12月24日 | 第30期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年９月期有価証券報告書） | 平成20年10月１日～平成21年９月30日の連結会計期間 | 連結損益計算書 | 連結当期純損益が2,949百万円以上の損失であるところを2,389百万円の損失と記載 | ・営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上<br>・債務免除に係る損失の不計上<br>等 |
| 5 | 平成22年12月24日 | 第31期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年９月期有価証券報告書） | 平成21年10月１日～平成22年９月30日の連結会計期間 | 連結貸借対照表 | 連結純資産額が3,837百万円以下であるところを4,968百万円と記載 | ・営業出資金の架空計上<br>・貸付金の過大計上<br>等 |